

令和3年6月8日

大阪市人権行政推進本部幹事 様

市民局共生社会づくり支援担当課長
大阪市人権啓発・相談センター所長
大阪市人権行政推進本部事務局

本市職員に対する差別事象への対応について（通知）

平素は、人権行政の推進にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

今般、本市職員に対し誹謗中傷及び部落差別を含む差別的な内容の文書が連続して送付されるという事象が報告されています。

職員は率先して人権行政を推進していくべき立場であるとの自覚をもって取り組んでいくことは当然のことであり、いかなる人権侵害も許さないという視点を常にもち、本市職員に対する差別事象についても次の点に留意し、引き続き適切に対応いただくよう改めて通知します。

本市においては、平成12年に「人権尊重の社会づくり条例」を制定し、差別のない人権が尊重される社会の実現に向け、広く市民の皆様に向けて様々な取組みを進めてきたところであり、職員に対しては各種人権研修を通じて人権意識の向上に取り組んでいます。

各所属においても、平素から様々な機会を通じて同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる人権課題について、職員の理解を深め、人権意識の向上をめざす取組みを主体的に進めていただいているところですが、この点についても引き続きよろしくお願いします。

- ・職員が差別事象を受けた場合には、すみやかに所属に報告し組織的に対応するよう改めて周知されたい
- ・差別事象の報告を受けた所属は職員のケアを含めて適切に対応されたい

連絡先：

【内容については】

市民局ダイバーシティ推進室人権企画課【藤本、寺見】

電 話：6208-7619 F Ⅸ：6202-7073

E-Mail：ca0014@city.osaka.lg.jp

人権啓発・相談センター【北邑、松下】

電 話：6532-7631 F Ⅸ：6532-7640

E-Mail：ca0016@city.osaka.lg.jp

【人権行政推進本部事務局については】

市民局ダイバーシティ推進室人権企画課【森、高橋】

電 話：6208-7611 F Ⅸ：6202-7073

E-Mail：ca0014@city.osaka.lg.jp

人権啓発・相談センター（上記のとおり）

本市職員に対する差別事象の概要と対応状況

- ・ 4月、5月の2度にわたり、職員個人への誹謗中傷及び部落差別を含む差別的な内容が記載された文書が職場に郵送された。
- ・ 本人からの申し出を受け、所属として必要な報告を行ったほか、本人の意向に基づき、本市の人権啓発・相談センターの人権相談にて相談。

※本人サポートのため一部相談に所属も同席

- ・ 人権相談を踏まえ、捜査機関に相談・被害の届け出を行い、被害届が受理され捜査への協力を行っている。